

松浦 商工会議所NEWS

令和2年4月30日発行

第44号

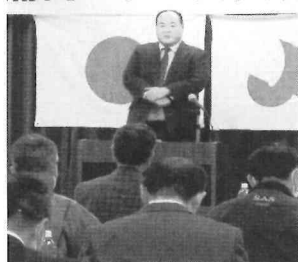
発行:松浦商工会議所
長崎県松浦市志佐町浦免1807
TEL 0956-72-2151
FAX 0956-72-0199

今号の主な内容

- ・令和2年度事業計画・収支予算決まる
- ・新議員紹介・議員の変更
- ・GS1コード受付終了のご案内
- ・松浦商工会議所からの新しい情報をタイムリーにお伝えいたします
(松浦商工会議所では、いち早く会員の皆様に、有益な情報をお届けするため、この度松浦商工会議所フェイスブックページとLINE公式アカウントを作成しました。)
- ・新型コロナウイルス対策関連／資金繰り支援・助成金・補助金等の支援情報
(経済産業省からのお知らせ)
- ・経済3団体で松浦市へ要望書提出
- ・すべての被保険者について雇用保険料の納付が必要です
- ・令和2年度年間事業計画、予定
- ・新入会員紹介
- ・YEGコーナー
- ・女性会コーナー
- ・各支部のお知らせ
(志佐振興会、御厨支部、今福支部)
- ・法律相談コラム
(事業者支援制度のご紹介：中小企業再生支援協議会の特例リスケ支援)

令和2年度事業計画・収支予算決まる

松浦商工会議所議



3月26日(木)に通常議員総会が開催され、令和2年度の事業計画並びに収支予算が決定されました。

当日は、役員・議員19名が出席、第1号議案の事業計画、第2号議案の収支予算が審議され原案

通り承認されました。

【令和2年度の重点事業】

- 1. 会員の確保及び議員定数確保による組織、財政基盤の強化**
 - ・会員・議員増強推進策を策定し活動していく
 - ・各種生損保手数料の収入の増強と記帳代行受託件数の増強
 - ・会館改修による貸室使用料の増強
 - ・議場所内生活インフラの整備による経費削減
- 2. 「松浦商工会議所中期ビジョン」の策定と推進強化**
 - ・部会の活性化と周年事業委員会との連携強化
- 3. 経営発達支援計画(新)に沿った小規模事業者支援と地域産業活性化計画の推進**
 - ・経営発達支援計画の取り組み(計画年度2021~2025)BCP計画の策定など
 - ・地域産業活性化計画として、地域ブランド「青島〇」を活用した特産品の移出拡大や独自の高い技術を誇る地場縫製業の新たな展開・振興など
- 4. 西九州自動車道の開通に伴うまちづくりの推進と市、県との協議、提言**

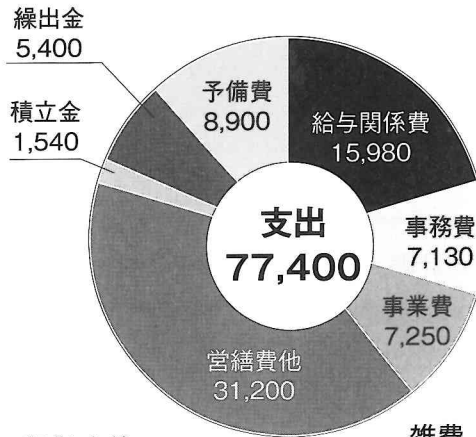
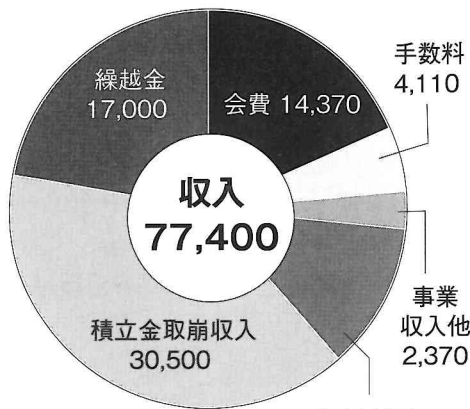
会員、地域の声を十分に反映した要望活動の実施。

西九州自動車道の開通を見据えた街づくりについて関係機関と協議・提言していく。
- 5. 地域振興事業の実施及び支援・協力を積極的に取り組む**
- 6. 松浦商工会議所創立30周年事業の実施**
(記念式典・講演・祝賀会・記念誌発刊など)

～2019年度会計別予算規模～

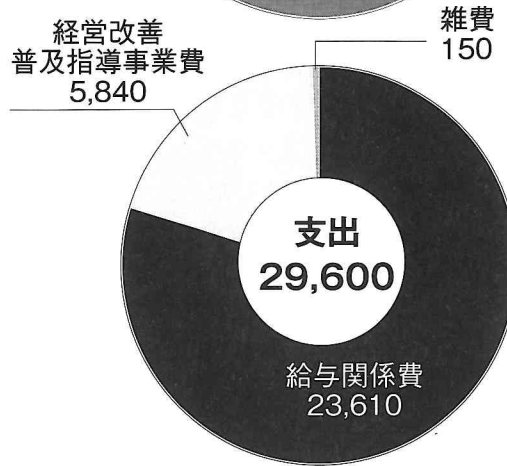
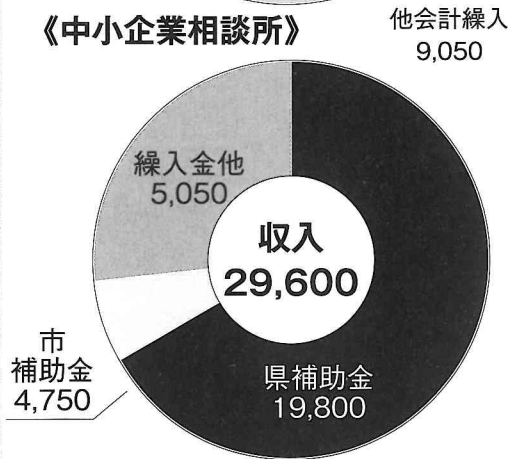
《一般会計》

(単位:千円)



《中小企業相談所》

(単位:千円)



★★新議員紹介★★

- 新たに選任されました
1号議員の皆様をご紹介します。
- *任期
令和2年4月1日～令和4年10月31日
- 異動・交代・申出等による議員の変更がありましたのでご紹介します。

<新議員>

(敬称略)

議員	新議員名	事業所名称	役職
1号	野上 明	(株)小松設備	代表取締役
1号	山本 龍彦	山本設計事務所	代表者
1号	松本 衛	(有)松本鐵筋工業	代表取締役
1号	江口 洋介	花よし	代表者
1号	谷口 一星	(有)谷口クリーニング	取締役
1号	谷川 一壽	谷川水産(株)	代表取締役

<議員の変更>

(敬称略)

議員	新議員名	事業所名称	役職	変更理由
1号	川畑 秀孝	エム・ティ・デー(株)	取締役総務部長	変更申出により
1号	山本 浩史	志佐商工振興会	会長	会長交代
2号	川久保俊一	(株)九電工松浦営業所	所長	異動
2号	溝口 昌利	佐賀銀行伊万里支店	支店長	異動
2号	井手 眞悟	(有)法知園	代表取締役	1号→2号へ
3号	早川 宏	電源開発(株)松浦火力発電所	所長	異動
3号	三又 嵩	中興化成工業(株)松浦工場	管理製造部長	異動
監事	前田 圭介	(株)親和銀行松浦支店	支店長	異動

*令和2年4月1日現在

GS1事業者コードの受付終了のお知らせ

令和2年3月31日をもって、商工会議所におけるGS1事業者コード(旧名称:JAN企業コード)の登録受付業務は終了いたしました。

4月以降は、個人でインターネット申請または登録用紙を注文し申請手続きをする2種類となります。

インターネット申請や登録用紙の申請は <https://www.dsri.jp/jan/> よりお願いいたします。

問合せ: 流通システム開発センター (TEL: 03-5414-8511) へ直接お問合せください。

NEW

松浦商工会議所からの 新しい情報をタイムリーにお伝えいたします

松浦商工会議所では、いち早く会員の皆様に、有益な情報をお届けするため、この度松浦商工会議所フェイスブックページとLINE公式アカウントを作成しました。

新型コロナウイルスへの支援情報や各種補助金情報などタイムリーに情報をお届けしたいと考えておりますので、ぜひご登録くださいますようお願い申し上げます。本取り組みは、通常の郵送案内や会報によるご案内を止めるものではございません。旬な情報をいち早くお伝えする目的で実施するものです。



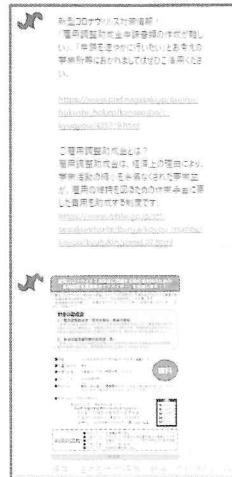
@matsuura4209

フェイスブックに情報アップ



https://lin.ee/glgeVL

LINEにメッセージが届きます



どんな情報がアップされるの？

Ans.

- ①補助金情報(持続化補助金やものづくり補助金、市の補助金、県の補助金などなど)
 - ②新型コロナ感染に関する各種支援情報
 - ③イベント、セミナー等の情報
- などを不定期に掲載していきます

新型コロナウイルス関連 補助金・助成金・その他猶予制度などのお知らせ

経済産業省からのお知らせです。(令和2年4月13日20:00時点版)

最新情報は、経済産業省HP特設ページに掲載してあります。

経済産業省新型コロナウイルス感染症関連で検索、または右のQRコードよりご確認ください。



【資金繰り支援】

6頁の資金繰り支援内容一覧表(4/14時点)をご覧ください。

【労働力の維持・確保支援】

I 雇用調整助成金の特例措置

7頁の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ雇用調整助成金の特例を拡充しますをご覧ください。

II 長崎県緊急雇用維持助成金

新型コロナウイルスの影響により従業員を休業させる事業主の負担を軽減し、雇用の維持を図るため、国の「雇用調整助成金」に県独自の上乘せ助成を実施する予定です。

◆対象となる休業：休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業

(教育訓練、出向を除きます。)※国の「雇用調整助成金」の特例措置の期間

◆助成率・限度額：国の「雇用調整助成金」の助成率に応じて次の金額を助成

- ・助成限度額 1事業所当たり 総額100万円
- ・助成率

国の助成率	県の助成率	企業負担
5分の4 (10分の8)	10分の1以内 (※)	10分の1

※詳細の助成率については、改めて公表されます。

◆開始時期：4月中に受付開始予定

(受付開始以前の休業についても、新型コロナウイルス感染症に伴う「雇用調整助成金」の支給決定を受けていれば対象となります)

【税・社会保険】

I 納税の猶予の特例

※特例要件：2020年2月から納期限までの一定の期間(1か月以上)において、収入が減少※し

た場合に1年間納税を猶予。※前年同期比概ね20%以上

※担保不要、延滞税免除

II 国税の納付の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、換価の猶予が認められることがあります。また、以下の事情がある場合には、納税の猶予が認められることがあります。まずはお電話で所轄の税務署にご相談ください。税務署において所定の審査を早期に行います。

○猶予が認められた場合

◆原則、1年間猶予が認められます。(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)

◆猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。

◆財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

III 地方税の猶予制度

1. 徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合は、申請による換価の猶予制度が認められることがあります。

2. 申請による換価の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合は、申請による換価の猶予制度が認められることがあります。

IV 厚生年金保険料等の猶予制度

1. 換価の猶予

次のいずれかに該当する場合であって、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を経由して地方(支)局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合があります。

2. 納付の猶予

「1. 換価の猶予」または「2. 納付の猶予」が認められると、

◆猶予された金額を猶予期間中に各月に分割して納付することになります。

◆財産の差押えや換価(売却等現金化)が猶予されます。

◆猶予期間中の延滞金が一部免除されます。

V 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料(税)等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う影響を考慮し、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料(税)の徴収猶予等が認められる場合があります。

厚生労働省から都道府県に対し、新型コロナウ

イルス感染症の発生に伴う国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険関係事務の取扱いについて、下記のとおり示していますので、まずはお住まいの市区町村又は国民健康保険組合にお問い合わせください。

【給付金・経営力強化・販路開拓支援】

I 国の補助金

① 持続化給付金

9頁の持続化給付金に関するお知らせをご覧ください。

② ものづくり・商業・サービス補助金

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。

※対象：中小企業・小規模事業者等

※補助上限：原則1,000万円

※補助率：中小1/2、小規模2/3(特別枠は、一律2/3)

③ 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。

※対象：小規模事業者等

※補助上限：50万円(特別枠は、100万円) 補助率：2/3

④ IT導入補助金

ITツール導入による業務効率化等を支援。5月からベンダー・ツール登録を開始し、6月から補助事業者の公募開始予定。

※対象：中小企業・小規模事業者等

※補助額：30～450万円

※補助率：1/2(特別枠は、2/3)

II 松浦市の補助金

◆ 松浦市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業

地場産業の振興や、UIターン者などによる就業を推進することを目的として、雇用の増加を伴う事業拡充に取り組む民間事業者等に対してその事業資金の一部を補助します。

【募集期間】

令和2年4月13日から令和2年5月29日(17時必着)

【補助対象者】

下表に該当する市内の小規模事業者(個人事業主を含む)

小規模事業者の定義

製造業・その他卸売業・小売業・サービス業
従業員数20人以下5人以下

【補助対象事業】

下記に該当する事業であり、新たに従業員を1名以上雇用していただく必要があります。(1週間の所定労働時間が20時間以上の従業員を継続的に雇用)

1. 新たな商品開発や付加価値向上、生産能力の拡大や販路拡大等により外貨を獲得するなど、地域の産業振興に資する事業
(例：農水産物などを活用して食堂や加工所の開業、空き家や空き店舗を活用した交流体験事業や宿泊事業など)
2. 既存の事業者が新たな産業分野へチャレンジする事業
(例：市内事業者が地域の特産品の付加価値を向上させるため、食品加工などへ新たに参入など)
3. 地域における新たなサービスの提供やサービスの空白地域の解消に資する事業
(例：交通弱者に対する移動販売などの買い物サービスを行う小売店やスーパーなど)

【補助対象経費】

人件費、店舗等借入費、設備費、改修費、広告宣伝費、研究開発費、地域外からの事業所移転費、従業員の教育訓練経費、その他特に必要と認められる経費

【補助率・補助限度額】

補助率：補助対象経費の3分の2以内

補助限度額：400万円

◆松浦市がんばる中小企業応援補助金

新商品開発や販路拡大、地域課題解決等に取り組む事業者を支援

<新商品・新技術開発>

- ・調査、指導受講
- ・研究開発
- ・品評会等の開催

謝金、旅費、委託費等1/2以内(10万円まで)

<販路拡大>

地場産品の販路拡大

旅費、運搬費、宣伝費等1/2以内(10万円まで、物産展参加は4万円まで)

<イベント等開催支援>

交流人口増加を図るイベントの開催

イベント開催経費 1/5以内(50万円まで)

<人材育成支援>

- ・中小企業者3者以上で講師を招いて行う研究
 - ・一定期間、従業員を派遣して行う研修
- 謝金、旅費、委託費等 1/2以内(10万円まで)

<特定創業奨励>

- ・創業後5年未満の者が特定創業認定を受け、認定日から2年以上事業継続したとき
- ・特定創業認定を受け、平成30年度までに新規創業する者で、創業日から2年以上事業継続したとき

特定創業事業者に10万円

<地域課題解決>

買い物弱者支援に資する事業

広報費等 1/2以内(10万円まで)

<きらり経営革新>

支援団体の指導を受け、事業計画を策定して実施する事業

事業に要する経費 1/2以内(50万円まで)

<アドバイザー派遣支援>

中小企業者が専門家から指導を受ける場合の支援謝金、旅費等 補助率の上限なし(3万円まで)



経済3団体で 松浦市へ要望書提出

4月21日(火)に松浦商工会議所、松浦市福鷹商工会、まつうら観光物産協会の3団体が連携し「新型コロナウイルス感染拡大」の影響に伴う中小・小規模事業者の事業継続支援について4項目の要望を行いました。

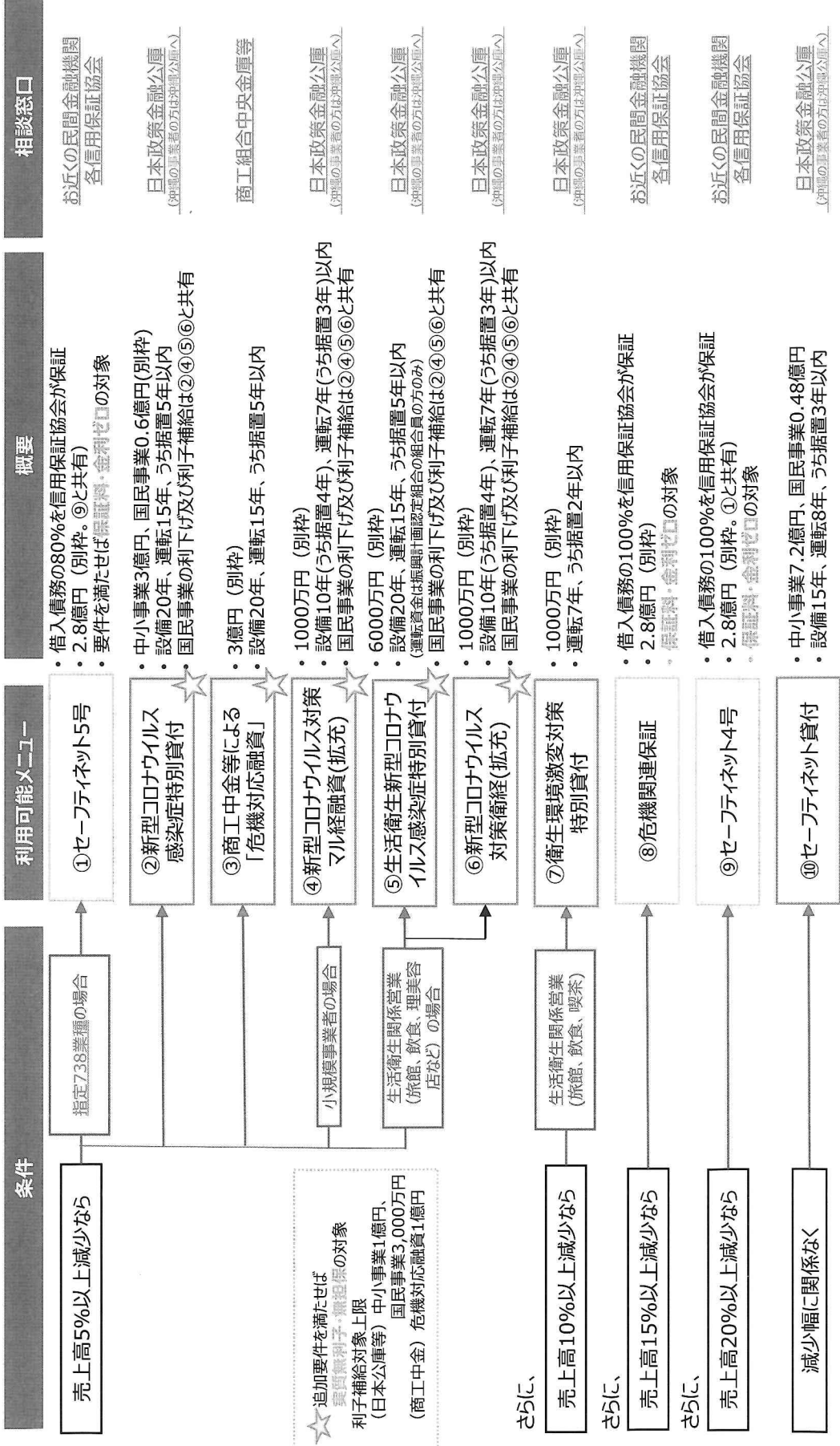
【要望事項】

- ①大きな打撃を受けている中小・小規模事業者の店舗賃料及びリース料の全額補助を要望
- ②事業継続給付金の給付を要望
- ③借入金の利子補給・保証料の補助を要望
- ④「プレミアム付きお食事クーポン券」の発行を要望



資金繰り支援内容一覧表 (4/14時点)

※この資料は資金繰り支援に関する信用保証制度・融資制度の一覧形式でまとめたものです。ご自身が使えそうなメニューが分かります。詳しい情報は支援策パンフレットでご確認ください。



※沖縄振興開発金融公庫で利用可能な支援内容は別途こちらをご覧ください。

売上高要件の考え方

＜創業1年1か月未満及び店舗・業容拡大しているベンチャー・スタートアップなど(後者は公庫のみ)＞
 (1) ~ (3) のいずれかで比較。

比較期間(単位: 月)	比較対象
(1) 左記と同様	最近1か月の売上高と過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高の比較
(2) 左記と同様	最近1か月の売上高と令和元年12月の売上高と令和元年10月~12月の3ヶ月を比較
(3) 左記と同様	最近1か月の売上高と令和元年10月から12月の平均売上高を比較

＜創業1年以上＞
 (公庫(青字)) 最近1か月の売上高と、前年または前々年の同期と比較。
 (民間金融機関(赤字)) 最近1か月の売上高と、前年同月を比較 +
 その後2か月間(見込みを含む)3か月の売上高と前年同期を比較

この資料は、プロトスター株式会社運営するStartupplistic株式会社INQが奇編した記事を参考にして作成しました。



新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を拡充します

～雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい。～

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

令和2年4月1日から令和2年6月30日まで(緊急対応期間)の休業等に適用されます。

助成内容のポイント	中小企業	大企業
①休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額の助成(※1、2)	助成率	助成率
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	4/5	2/3
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主で、かつ、解雇等をしていないなど上乗せの要件(※3、4)を満たす事業主	9/10	3/4
②教育訓練を実施したときの加算	加算額	
教育訓練が必要な被保険者の方、教育訓練(自宅でインターネット等を用いた教育訓練含む)を実施※5	2,400円	1,800円
③支給限度日数	限度日数	
通常時	1年間で100日	
緊急対応期間	上記限度日数とは別枠で利用可能	
④雇用保険被保険者でない方	助成率	
雇用保険被保険者でない方を休業させる場合	上記①の助成率と同じ	

※1 対象労働者1日当たり8,330円が上限です。(令和2年3月1日現在)
 ※2 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金額に休業手当支払率(休業の場合には60%以上、教育訓練の場合は100%)を掛け、1日当たりの助成額を出します。
 ※3 P2の(助成内容と対象の補充)を参照してください。
 ※4 出向は当該助成金は適用されません。
 ※5 雇用保険被保険者でない方が対象となります。
 ※ 風俗営業等関係事業主への支給も可能となります。

厚生労働省HP



LL020410企01

【助成内容や対象を大幅に拡充します】

令和2年4月1日から令和2年6月30日まで(緊急対応期間)の休業等に適用されます。

- ① 休業又は教育訓練を実施した場合の助成率を引き上げます
【中小企業:2/3から4/5へ】【大企業:1/2から2/3へ】 NEW
- ② 以下の要件を満たし、解雇等しなかった事業主に助成率の上乗せをします NEW
【中小企業:4/5から9/10へ】【大企業:2/3から3/4へ】
ア 1月24日から賃金締切期間(判定基礎期間)の末日までの間に事業所労働者の解雇等(解雇と見なされる有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。)をしていないこと
イ 賃金締切期間(判定基礎期間)の末日における事業所労働者数が、比較期間(1月24日から判定基礎期間の末日まで)の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること
- ③ 教育訓練を実施した場合の加算額を引き上げをします NEW
教育訓練が必要な被保険者の方について、自宅でインターネット等を用いた教育訓練もできるようになり、加算額を引き上げを行います。【中小企業:2,400円】【大企業:1,800円】
※助成対象となる教育訓練となるか不明な場合には実施前に管轄の労働局等にお問い合わせください。
- ④ 新規卒採用者等も対象としています NEW
新規卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象としています。
(※本特例は、休業等の初日が令和2年1月24日以降の休業等に適用されています。)
- ⑤ 支給限度日数に関わらず活用できます NEW
「緊急対応期間」に実施した休業は、1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用できます。
- ⑥ 雇用保険被保険者でない労働者も休業の対象とします NEW
事業主と雇用関係にある週20時間未満の労働者(パート、アルバイト(学生も含む)等)などが対象となります。

【支給のための要件の更なる緩和をします】

休業等の初日が令和2年1月24日以降のものに遡って適用されます。
 ただし、①生産指標の要件緩和については、緊急対応期間である令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業等に適用されます。

- ① 生産指標の要件を緩和します NEW
 ア 生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で10%の減少が必要でしたが、対象期間の初日が緊急対応期間である令和2年4月1日から令和2年6月30日までのは、これを5%減少とします。
 イ 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮しています。
 (※生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認します。)
- ② 最近3か月の雇用量が対前年比で増加しているも助成対象としています
- ③ 雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件(クーリング期間)を撤廃しています
 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していても助成対象としています。
- ④ 事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和しています
 (※この場合の、生産指標の確認は提出があった月の前月と令和元年12月を比べます。)
- ⑤ 休業規模の要件を緩和します NEW
 休業等の延べ日数が対象労働者に係る所定労働日数の1/20(中小企業)、1/15(大企業)以上となるものであることとしていましたが、これを1/40(中小企業)、1/30(大企業)以上に緩和します。

【雇用調整助成金が活用しやすくなります】

- 休業等の初日が令和2年1月24日以降のものに遡って適用されます。
- ① 事後提出を可能とし提出期間を延長します NEW
 すでに休業を実施し、休業手当を支給している場合でも、令和2年6月30日までは、事後に提出することが可能です。
 (※生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認します。)
- ② 短時間休業の要件を緩和し活用しやすくなります NEW
 短時間休業については、従来、事業所等の労働者が一斉に休業する必要がありましたが、事業所内の部門、店舗等施設毎の休業も対象とする等緩和し、活用しやすくなります。
- ③ 残業相殺制度を当面停止します NEW
 支給対象となる休業等から時間外労働等の時間を相殺して支給すること(残業相殺)を当面停止します。

【短時間休業の要件緩和の活用例】

- ① 立地が独立した部門ごとの短時間一斉休業を可能とします。
 (例：客数の落ち込んだ店舗のみの短時間休業、製造ラインごとの短時間休業)
- ② 常時配置が必要な者を除いて短時間休業を可能とします。
 (例：ホテルの施設管理者等を除いた短時間休業)
- ③ 同じ勤務シフトの労働者が同じ時間帯に行う短時間休業を可能とします。
 (例：8時間交代制を6時間交代制にして2時間分を短時間休業と扱う)

【教育訓練の拡充の活用例】

- ・従前は訓練日に就労することができずでしたが、半日訓練後、半日就労すること
 を可能とします。
 (※半日訓練の場合は、加算額が半額になります。)
- ・感染防止拡大の観点から、自宅等で行う訓練も助成対象となる訓練とします。
 ※助成対象となる教育訓練となるか不明な場合には実施前に管轄の労働局等に
 お問い合わせください。

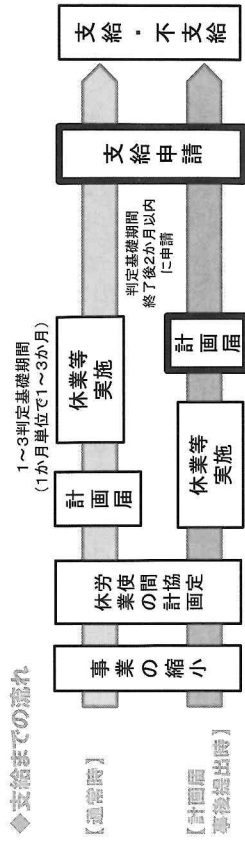
緊急対応期間中の休業は

- ・助成率UP+上乗せ助成
- ・教育訓練加算額UP
- ・対象労働者の拡大
- ・支給限度日数は別カウント

令和2年4月1日

令和2年6月30日

緊急対応期間



持続化給付金

に関するお知らせ

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）

※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

支給対象

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が**前年同月比で50%以上減少**している者。
- ◆ 資本金10億円以上の大企業を除き、**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**を広く対象とします。

また、**医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人**についても幅広く対象となります。

相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口

0570-783183（平日・休日9:00～17:00）

裏面よくあるお問合せにお答えします。

よくあるお問合せ



前年同月比▲50%月の対象期間はいつですか？

2020年1月から2020年12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少したひと月について、事業者の方に選択いただけます。



申請・給付はいつから始まりますか？

補正予算の成立後、1週間程度で申請受付を開始します。

電子申請の場合、申請後、**2週間程度で給付**することを想定しています。

※申請者の銀行口座に振り込み



申請に必要な情報を教えてください。

住所や口座番号（注）に加え、以下をご用意ください。

（注）通帳の写し（法人：法人名義、個人事業者：個人名義）で確認します。

法人の方

- ①法人番号、②2019年の確定申告書類の控え、③減収月の事業収入額を示した帳簿等

個人事業者の方

- ①本人確認書類、②2019年の確定申告書類の控え、③減収月の事業収入額を示した帳簿等

※③については、法人、個人事業者ともに、様式は問いません。※今後、変更・追加の可能性があります。



申請方法を教えてください。

Web上での申請を基本とし、必要に応じ、感染症対策を講じた上で**完全予約制の申請支援（必要情報の入力等）を行う窓口**を順次設置します。※申請にあたり、GPIZIDを取得する必要はありません。

その他、申請に必要な事項の詳細等については、**4月最終週を目途に確定・公表**しますので今しばらくお待ち下さい。

雇用保険被保険者を雇用する事業主のみなさまへ 雇用保険被保険者

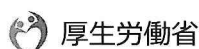
令和2年4月1日から、 すべての雇用保険被保険者について 雇用保険料の納付が必要となります

65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となっていますが、経過措置として、平成29年1月1日から令和2年3月31日までの間は、高年齢労働者※に関する雇用保険料は免除されていました。

令和2年4月1日からは、高年齢労働者※ についても、他の雇用保険被保険者と同様に 雇用保険料の納付が必要となります。

(※) 保険年度の初日（4月1日）において満64歳以上である労働者であって、雇用保険の一般被保険者となっている方を指します。

御不明な点があれば、最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。



令和2年度のスケジュール(主な事業)

※新型コロナウイルス感染の影響により中止となることがあります。ご了承ください。

月	日	主な事業
4	中旬	全国会議所・アクサ保険推進キャンペーン(～6月)
5	下旬	九州商工会議所連合会通常会員総会
5	下旬	長崎県商工会議所青年部連合会通常総会(松浦市)5/23
6	中旬	九州商工会議所女性会連合会総会(那覇市)
6	下旬	松浦商工会議所通常総会(決算総会)
7	月上旬	生命共済制度長崎県連増強キャンペーン(～8月)
7	中旬	長崎商工会議所相談所長会議
7	下旬	長崎商工会議所連合会通常総会
8	下旬	長崎商工会議所連合会より知事陳情
9	月上旬	長崎県商工会議所連合会議員大会(長崎市)9/4～9/5
9	月上旬	長崎県商工会議所青年部連合会臨時総会・会員大会(松浦市)9/3
9	中旬	全国会議所・アクサ保険推進キャンペーン(～11月)
9	下旬	日本商工会議所会員総会
9	下旬	長崎県商工会議所女性会連合会県大会(長崎市)9/24
9	下旬	九州商工会議所青年部連合会ブロック大会(島原市)9/25～9/27
11	中旬	松浦商工会議所女性会創立30周年記念事業11/12
12	月上旬	松浦商工会議所創立30周年記念事業 12/5

月	日	主な事業
1	下旬	松浦商工会議所会員交流新年会
1	下旬	確定申告受付業務開始
3	15日	確定申告期限(個人事業所)
3	下旬	松浦商工会議所通常総会(予算総会)

月	日	主な市内イベント
7	月上旬	七夕飾り
7	下旬	今福花火大会(予定)
8	中旬	志佐町納涼花火大会(予定)
9	下旬	志佐夜市
10	月上旬	松浦おさかなまつり
10	下旬	松浦水軍まつり10/24(土)10/25(日)
11	下旬	労政協勤労者の祭典
12	月上旬	松浦子ども博12/6
12	月上旬	松浦よかばい朝トラ市
3	月上旬	春のお菓子まつり

～(検)定試験情報～

■珠算検定試験

~~2020年6月28日(第4日曜日) 第219回~~

※新型コロナウイルス感染拡大に伴い当会議所では実施いたしません。

2020年10月25日(第4日曜日) 第220回

2021年2月14日(第2日曜日) 第221回

■簿記検定試験

~~2020年6月14日(第2日曜日) 第155回~~

※新型コロナウイルス感染拡大に伴い当会議所では実施いたしません。

2020年11月15日(第3日曜日) 第220回

2021年2月28日(第4日曜日) 第221回

★★新会員紹介★★

ご入会ありがとうございます
事業発展をご祈念申し上げます。

事業所名称	氏名	地区	業種
西九州販社コーセイ	高田さおり	志佐町	その他
行政書士事務所グッド	佐貫 暢治	志佐町	行政書士
A l o h i	松田美紀子	御厨町	美容業
スナックSun	山口あけみ	志佐町	飲食業
石本電気保安管理事務所	石本 重次	星鹿町	管理業
スナック凜	三股 保弘	志佐町	飲食業

YEGコーナー

松浦YEG新体制はじまる!

松浦商工会議所青年部(=会長 松浦 誠)は新体制のもと、種々の事業に向け新たなスタートを切りました。

しかし、新型コロナウイルス感染予防のため、4月から6月までの諸会議、例会等の単会活動を自粛することと決定いたしました。

今年度で5回目を迎える「松浦こども博」も新型コロナウイルスの影響により開催が危ぶまれている状況ですが、終息した暁には盛大に開催したいと考えています。

その折は皆様のご支援ご協力のほど宜しくいお願いいたします。

《2020年度の主な事業予定》

- ・第5回松浦こども博
- ・長崎県商工会議所青年部連合会主管 県連会員大会/松浦大会
- ・三地区(佐世保・平戸・松浦)合同事業の開催(今年度は佐世保での開催)

女性会コーナー

令和2年度松浦商工会議所 女性会新役員予定者・事業予定

令和2年の新年度が始まりましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、全都道府県に緊急事態宣言が発令されました。

これを受けて、女性会は、5月6日(水)まですべての活動を自粛することと決定いたしました。

令和2年度の新役員予定者と事業活動については、下記の通りとなります。

※なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止する場合がございます。

【令和2年度 新役員予定者】

会長 湯浅 恵美子

副会長 山本 君子

谷口 玲子

浦田 数代

相談役 小松 由美子

会計兼総務 今里 洋子

理事 宮下 ゆう子

吉住 三佐子

江口 洋子 ※監事と兼任

高田 さおり

監事 白石 和子

江口 洋子

【令和2年度の主な事業】

- ・地域活性化事業
まちなか七夕飾り
老人ホーム慰問
- ・研修会、講習会の実施
視察研修
長崎県大会の参加
松浦商工会議所女性会30周年記念事業(11月12日)
- ・その他(イベント等)

各支部のお知らせ

志佐商工振興会

1. 志佐商工振興会

【役員改選】

令和2年1月に実施した臨時総会において新会長が選任されました。

山本浩史（文具センター やまもと代表）

【令和2年度の主な事業】

- ①商工業振興事業（商工業発展に関する事項）
 - ・第4回志佐夜市事業（9月予定）
 - ・第7回志佐町まちゼミの開催（11月実施予定）
 - ・防犯カメラ運営（商店街内に8台設置）
- ②地域振興事業（地域振興に関する事項）
 - ・第70回志佐町納涼花火大会（8/15予定）
 - ・志佐くんち事業（10/26.27）

御厨支部

①重点方針

松浦港埋立後の用地活用並びに御厨・星鹿地域

②振興案の推進

会員の確保による組織基盤の強化

御厨地域の振興に関する提案を実施

③単年度事業

松浦よかばい朝トラ市への参加・協力

地域事業への積極的な参加・協力

御厨夏祭りへの支援・参加

その他会員が必要と認める事業

④複数年事業

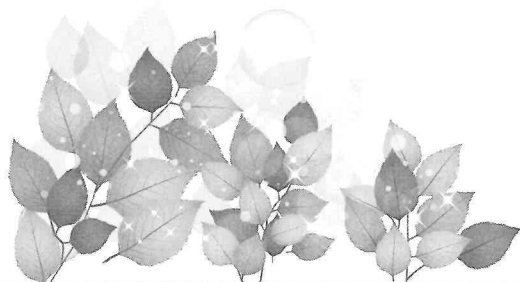
各種団体との交流促進

街路灯の維持管理

今福支部

【2020年度の主な事業】

- ①支部青年部との連携（夏祭り花火大会）（予定）
- ②街路灯維持管理
- ③地域事業への参加協力
 - ・今福宮日 桜祭り こいのぼり等
- ④その他
 - 松浦鉄道 縁起切符・絵馬の販売



法律相談コラム

◇新型コロナの影響がとても心配です。

Q 「補助金などいろいろな支援制度が紹介されていますが、バラバラに感じます。「こうやって乗り切る。」という計画を作れるような支援制度はないでしょうか？」

A 確かに、資金繰りなどの計画を建てる方向の支援制度は、あまり周知されていないかも知れませんね。

しかし、そのような支援制度がないわけではありません。資金繰り計画や金融機関との調整を支援してくれる制度がありますので、ご紹介します

それは、中小企業再生支援協議会による「新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール計画策定支援」（特例リスク支援）です。

中小企業再生支援協議会というのは、中小企業の事業再生を支援する公的機関で、各都道府県に設置されています。中小企業向けに、債権者調整なども含めた再生計画の策定支援を行っています。

特例リスク支援では、協議会が中小企業に以下のような支援を行うとされています。

- (1)中小企業に代わって、一括して1年間の元金返済猶予の要請をする。

- (2)1年間の新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール計画の策定を支援する。

- (3)1年間の資金繰り計画の策定を支援する。

- (4)つなぎ融資や新規融資のための金融機関調整を行う。

- (5)特例リスクスケジュール計画の成立後、毎月資金繰りをチェックし、適宜助言する。

- (6)特例リスクスケジュール計画の完了後、本格的な再生支援を希望する中小企業に、改めてリスクスケジュール計画を含む本格的な再生支援を行う。

協議会が特例リスク支援を行えるかどうかには、売上が一定以上減少したこと、一定の資金繰りの見とおしがあること等の条件があります。

詳しくは、各地域の中小企業再生支援協議会にお問合せいただくか、またはまず弁護士等にご相談いただき、そこから協議会につなぐということもできます。

〒848-0041 佐賀県伊万里市新天町615-1
弁護士法人いまり法律事務所
弁護士 坪 悠樹【文責】

（注）本コラムは、個別の事案についての結論を保証するものではありませんので、具体的な事案について疑問がある場合には必ず専門家にお尋ねください。

